

漁業用燃油高騰対策に関する意見書

最近の燃油価格の高騰は、とどまるところを知らず、漁業経営の採算ラインをはるかに超え、5年前の3倍に達しています。いまや、漁業者のコスト削減の自助努力も限界となり、出漁の断念や廃業者の発生が危惧されるなど、全ての漁種にわたって、漁家経営は極めて深刻な事態となっております。

このまま推移すれば、国民への水産食料の安定供給の責務を果たすことができないばかりか、地域の経済社会に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。漁業関係者においては、この窮状を政府に訴え、国民に理解を求めるため、全漁連を中心に、全国オール水産で去る7月15日東京において、「漁業経営危機突破全国漁民大会」を開催し、また同日、「全国一斉休漁」を実施して、支援要請をアピールしていたところでもあります。

かかる緊急事態に鑑み、永続的な漁業の存続と水産食料の安定供給を図るため、緊急対策の実施について、国・県に対して漁業用燃油価格の高騰に対する直接補填措置を強く要望いたします。

また、沿岸漁業者の使用する漁船の多くは、船外機エンジンを装備した小型漁船で燃料油はガソリンであります。作業の内容別に数隻の船外機船を有していますが、終日の操業から消費量は、陸上の車と違い桁外れの大量消費となり、漁獲高に占めるコストのほとんどであり、この度の燃油価格の高騰は、漁家経営に大きな影響を受けている現状であります。

第一次製品の大きな泣き所は、世界的にコストを反映した販売価格を、独自で設定して販売することが、不可能な流通構造になっていることから、経費増を販売価格に転嫁することが出来ません。近年の燃油異常高騰に対しては成す術がなく、家族や仲間間で廃業も検討している、厳しい状況下にあります。

臨時特別措置法の延期問題で明らかになりました、道路特定財源の税負担については、道路を利用することのない職種においての税負担行為に対しまして、日々疑問を感じておりましたが、国の施政であることから半ば諦めておりました。

昨今の石油の異常高騰による業界全体の生活権維持が、困難な状態からの脱却は、個人の力の遠く及ばない次元の問題であり、国策で対処していただければ、漁業継続の見通しも立てられません。

よって、直接道路を利用しない漁業者への助成方法としまして、臨時特別措置法によるガソリン税賦課の即時免除を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成20年8月13日

宮城県東松島市議会議長 佐藤 富夫

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月

内閣総理大臣 福田 康夫

財務大臣 伊吹 文明 様

農林水産大臣 太田 誠一

宮城県知事 村井 嘉浩